

須賀川市融資制度信用保証料補助制度

融資制度名	信用保証料補助限度額
中小企業経営合理化資金	20 万円
経営安定化資金融資	20 万円
スタートアップ資金融資	35 万円
設備投資促進融資	35 万円

※注意事項

- ・申請方法については各融資制度のページをご確認ください。
- ・融資実行後、180日以内の申請となっておりますが、融資実行後速やかに申請するようお願いいたします。
- ・保証料補助は、公平平等に支援する観点から、1企業が同一融資制度を複数の金融機関から受ける場合でも、全体の補助は、補助限度額が限度となります。
- ・過去の年度に同一融資制度の保証料補助金の交付を受け、その後に借入額を完済したとしても、交付済補助額は残り、補助可能額=補助限度額－交付済額となります。一度補助上限額まで到達した場合、その補助限度額が復活することはありません(下記の場合除く)。
- ・融資を繰上返済し、保証料の返戻金があった場合は、支給済みの市の補助金も返還になることがあることを申請者にお伝えください。また、ひとたび補助上限額まで到達した場合も、繰上返済に伴い保証料の返戻及び保証料補助額の返還が生じた際は、返還分の補助額を上限として再度保証料補助が可能です。

※「市融資制度の概要」P2 記載資料